

昭和二十四年五月二十日  
答 弁 第 二 二 二 号

(質問の 二二二)

内閣衆甲第三四号

昭和二十四年五月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員中原健次君提出塩業労働者の平均賃金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中原健次君提出塩業労働者の平均賃金に関する質問に対する答弁書

過般発表せられた経済三原則並びに経済九原則の趣旨に基いて、価格引上げの主因となる賃金ベースの引上げは認められない方針である。即ち国内塩の買上価格もこの方針に該当するものであるから、織込賃金の改定は認められない。

右答弁する。